

5 複数の昼間実施サービスを行う場合

(1) 複数の昼間実施サービスを行う場合の人員に関する基準

① 従業員の員数等	<input type="checkbox"/> 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設(昼間実施サービスの定員の合計が20人未満であるものに限る)に置くべき従業員の員数については、それぞれ(生活介護、自立訓練、就労移行支援の従業員の員数)の規定に関わらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業員(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1人以上は、常勤の者でなければならないとすることができる。
② サービス管理責任者	<input type="checkbox"/> 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者の数については、それぞれ(生活介護、自立訓練、就労移行支援のサービス管理責任者の員数)の規定に関わらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分に応じ、次に掲げる数とすることができる。この規定により置くべきものとされるサービス責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 1 利用者の数の合計が60人以下 1以上 2 利用者の数の合計が61人以上 利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 定員に関する基準

① 定員	<input type="checkbox"/> 昼間実施サービスを行う障害者支援施設の定員 20人以上 <input type="checkbox"/> 入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設については10人以上。
	<input type="checkbox"/> 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設の定員 6人以上 <input type="checkbox"/> ただし、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの定員の合計が20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設については、12人以上)でなければならない。